

## 主 文

本件再審査請求を棄却する。

## 事実及び理由

### 第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成30年2月22日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法（以下「労災保険法」という。）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すことを求める。

### 第2 事案の概要

- 1 請求人は、A会社に雇用され、B所在の同社C店舗（以下「事業場」という。）において調理業務等に従事していた。
- 2 請求人は、平成27年9月23日、厨房において調理業務に従事していたところ、ガスが不完全燃焼を起こした（以下「本件災害」という。）ことにより、めまい、耳鳴り等の症状が出現し、同月24日、D医療機関を受診したところ、「めまい、自律神経失調症」と診断されたと申し立てている。

その後、請求人は複数の医療機関を受診後、平成28年4月7日、E医療機関を受診し、「一酸化炭素中毒後遺症」（以下「本件疾病」という。）と診断された。

- 3 本件は、請求人が本件疾病は業務上の事由によるものであるとして療養補償給付及び平成28年4月7日から平成29年6月30日までの間の休業補償給付の請求をしたところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成31年11月28日付けでこれらを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

### 第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人  
(略)

## 2 原処分庁

(略)

## 第4 争 点

請求人に発症した本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 理 由

### 1 当審査会の事実認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 請求人は、本件災害により、本件疾病を発症した旨の主張をしているので、以下検討する。

(2) 請求人は、本件災害の起きた状況について述べており、請求人の同僚であったFも、「ガス管が古く、ガスが漏れていて、応急処置を行ったり、修理依頼をしていた。換気扇も壊れたことがあって、排気状況は悪かった。」旨述べている。

一方で、Gは、「請求人からガス漏れにより体調不良になったと聞いたことはなく、Fからもそのような話は聞いていない。ガス管については、定期的にメンテナンスを行っていた。換気扇が壊れたということもなかった。」と述べており、請求人とGとの間の申述内容は異なる。

ところで、監督署の調査によると、事業場の厨房内は狭いものの、調理台は客席と対面し、密室となっておらず、空気の入れ替えが行われる環境であったことがうかがわれるところであり、仮に一酸化炭素が発生していたとしても、一酸化炭素が厨房内に滞留していた可能性は低かったものと判断する。

(3) そこで、請求人の主張を踏まえ、医学的見解をみると、本件災害の翌日に診断を行ったH医師は、平成29年9月25日付けの意見書において、要旨、「傷病名はめまい、自律神経失調症、一酸化炭素中毒症との関連については不詳。平成24年7月3日が初診であるが、この時にもめまいと耳鳴りあり。」として、既往症の症状であることをうかがわせる所見を述べている。

他方、I医師は、平成29年9月28日付けの意見書において、要旨、「傷病名は一酸化炭素中毒後遺症、本件災害が症状出現の主要要因と考えられ、医学的矛盾はない。」との所見をしているが、同意見書は請求人の主訴に基づき述べら

れたものであること、また、本件災害の発生したことを前提としたものであると  
考えられる。

しかし、J医師は、平成30年2月1日付けの意見書において、要旨、「請求  
人は、不完全燃焼により無臭である一酸化炭素を無意識に吸引した可能性は否  
定できないが、同種労働者で同様の症状を訴えている者が明確におらず、医学的  
に一酸化炭素中毒を発症したと裏付ける根拠は認められない。」と所見している  
ところであるが、当該所見は、H医師及びI医師の上記意見や、請求人の症状の  
経過等も踏まえたものであり、同医師の所見は妥当といえることができる。

(4) そうすると、本件疾病と本件災害との相当因果関係は認められず、本件疾病は  
業務上の事由によるものであるといえることはできない。

(5) なお、請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右す  
るものは見いだせなかった。

### 3 結 論

よって、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人  
の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。

令和2年5月22日